

措置制度とは



日本のODA事業に関連して不正行為や事故が発生することは、事業の適正かつ効果的な実施を阻害するだけでなく、国民の税金を原資とする日本のODAへの国民の信頼を損なうものです。

外務省では、不正行為等を行った企業に対し、一定期間ODA事業に参加させないようにする制度(措置制度)を設けることで、不正行為等を防止し、ODA事業の適正な実施を確保しています。

*措置は日本国内における指名停止に相当します。

詳しくは
中面へ

自己申告による措置の 減免制度 (リニエンシー制度)

自社の不正行為等について、外務省又はJICAからの事実関係に係る照会、逮捕、公訴提起又は行政機関による処分のいずれかの前までに自主的に申告した場合、一定の要件の下に措置が減免される制度です。

*措置の減免を受けたとしても刑事責任等を免れるものではありません。



不正腐敗防止ポリシーガイド

不正な要求を受けた場合には、携行用カード「Anti-Corruption Policy Guide(不正腐敗防止ポリシーガイド)」を提示し、断固たる態度で要求を断ってください。



外務本省、在外公館及びJICAで配布しているほか、外務省・JICAウェブサイトにも7カ国語で掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。

不正腐敗防止ポリシーガイド

検索

困ったらこちら

日本のODA事業を巡る不正情報に関する相談・通報は、下記窓口で受け付けています。

- ・(ODA)不正腐敗情報相談窓口(外務本省)
- ・(ODA)不正腐敗に関する大使館窓口(在外公館)
- ・不正腐敗情報相談窓口(JICA)

不正腐敗情報相談窓口

検索



STOP 不正



日本国のODA事業において不正行為を行った者等に対する措置について

外務省

不正は
ダメ!

不正が認定されると一定期間ODA事業に参加できません!

主な不正行為とそれに対する措置の期間

Major fraudulent practices and their corresponding suspension periods



虚偽記載

False statements

【1か月～6か月】



契約違反

Breach of contract

【2週間～4か月】



過失による粗雑業務

Negligent operations

【1か月～6か月】



不正競争防止法違反行為 (外国公務員贈賄)

Violation of the Unfair
Competition Prevention Act

【6か月～36か月】



公衆損害事故

(不適切な安全管理により、公衆に死傷
者を生じさせ、又は損害を与えた時)

Damage or injury to the public

【1か月～6か月】



競争入札妨害、談合又は 業務妨害

Obstruction of auctions,
bid rigging or obstruction
of business

【3か月～12か月】



業務関係者事故

(不適切な安全管理により、契約業務関
係者に死傷者を生じさせた時)

Damage or injury to a person
involved in the operation

【2週間～4か月】



不正又は不誠実な行為 (過大請求など)

Wrongful or dishonest acts

【1か月～18か月】

こんな場合は措置の対象となります

ODA における不正

事例1 過失による粗雑業務

A国におけるODA事業(施設を建設する資金協力事業)の設計及び監理業務を受注したコンサルタント業者が、施設に明らかな工事瑕疵があるにもかかわらず、それを施工業者に指摘せずにA国に引き渡した。

事例2 外国公務員贈賄

B国におけるODA事業を受注した日本企業の従業員が、その謝礼としてB国政府関係者に対し、不正な金銭の支払いを行い、逮捕された。

事例3 不正又は不誠実な行為

C国におけるODA事業(民間連携事業)の受注企業が、存在しない会社の名前で領収書を作成し、発注者であるJICAに対しその領収書をもって経費の支払いを請求した。

こんな場合も措置の対象となる可能性があります

国内における不正

日本の国内事業で不正又は不誠実な行為を行った場合

その他

外務省措置要領に基づく警告や注意喚起を受けた日から1年を経過するまでの間に、警告や注意喚起を受ける事由を繰り返した場合

*措置の期間は、個別の事案ごとに不正行為の内容や状況を総合的に勘案し、決定します。
*極めて悪質な事由がある又は極めて重大な結果を生じさせた場合は、上図の期間を超えることがあります。
*措置についての詳細は、「日本国のODA事業において不正行為を行った者等に対する措置要領(外務省措置要領)」をご覧ください。
*場合によっては刑事告発等の法的措置をとることもあります。

外務省措置要領

検索

不正腐敗防止の取組全般は
こちらをご覧ください(日本語/英語)

